

2 調査すべき情報

(1) 悪臭の状況

調査項目は、対象事業の規模及び事業特性並びに地域特性を考慮し、次に示す項目から選定することを基本とする。

ア 悪臭防止法に定める特定悪臭物質の大気中の濃度（22物質）

快いにおいであれ、悪臭であれ、化学物質の中でおいを持つ物質は、数十万種類といわれているように、多くの化学物質にはにおいがあるといえる。特に不快なにおいとして問題となるのは、アンモニアに代表される窒素化合物、硫化水素で代表される硫黄化台物、アルデヒド類、脂肪族炭化水素、有機溶剤系炭化水素等であるが、これ以外にも問題となる物質が多く存在する。

悪臭防止法では、悪臭を「特定悪臭物質」として規定しており、現在22種類の物質が「特定悪臭物質」として指定されている。

また、現況調査において、その事業に伴い発生する臭気の代表的な成分について、事前に対象地域内及び一般地域において測定しておくことは、予測評価及び事後調査結果を評価する上において必要なことである。

なお、これ以外の対象事業からの臭気成分については、使用原材料、燃料等から推定し分析対象物質を決めるここと、また対象事業の類似事例において過去に測定された測定結果についても参考にする必要がある。

イ 臭気濃度（臭気指数）

ウ 臭気強度

(2) 気象の状況

ア 地上気象

調査項目は、風向・風速、日射量、放射収支量、気温・相対湿度、降水量、雲量、日照時間、その他必要な項目を基本とする。

イ 上昇気象

調査項目は、風向・風速、気温の鉛直分布を基本とする。なお、対象事業に係る悪臭の発生源が高い煙突等の場合には、上層の気象に係る調査は、必須である。

(3) その他必要な情報

ア 対象事業実施区域及び周辺の悪臭に係る発生源について調査する。この場合に特に必要な項目は、次のとおりである。

(ア) 業種及び事業内容

環境影響評価対象事業の内容及び事業実施に伴う工程の把握

(イ) 悪臭発生源の位置及び発生形状

対象事業の悪臭発生源について、点発生源、線発生源、面発生源などの確認。排ガス排出高度、吐出速度、排ガス温度など。

(ウ) 悪臭排気の状況

対象事業所からの悪臭を評価するに際して、まず最初に行わなくてはならないことは「現状把握」である。すなわち、問題となる臭気発生があるか、周辺にどの程度の影響を与えているかについて十分に把握しておくことが重要である。また、類似事例で現況を把握しておくことも重要である。

なお、調査地域外であっても、移流による影響があると考えられる大規模な発生源は調査の対象とする。

イ 対象地域の地勢条件

対象地域内の各地点の高度、高層建物の高度の確認など。

ウ 悪臭に関する苦情の状況